令和８年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩川内市永利町5270番地３
債務者　尾場瀬　秀寿
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第７７号
鹿児島県薩摩川内市永利町5270番地３
債務者　尾場瀬　亜
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第８５号
鹿児島県出水市麓町1486番地３　宮田ハウスＢ棟
債務者　濱田　律子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第６３１４号
東京都葛飾区西亀有４丁目12―13―102
債務者　宅間　英郎
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２０号
東京都港区芝１丁目８―23―1605
債務者　川田　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２１号
東京都江東区枝川２丁目１―１―414
債務者　福川　拓馬
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２２号
東京都台東区千束４丁目13―11―401
債務者　橋口　健一
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２６号
東京都立川市富士見町６丁目11―112
債務者　長谷川昇市
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７０号
東京都新宿区北新宿１丁目30―22―201
債務者　坂本　健太
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７４号
東京都調布市深大寺北町１丁目28―１―201
債務者　原田美代子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３７５号
東京都足立区島根４丁目27―10―304
債務者　横山　勝利
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４００号
東京都江戸川区上篠崎２丁目17―19―102
債務者　夏田　邦男
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０２号
東京都江戸川区北葛西１丁目24―22
債務者　外間　一枝
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０５号
東京都目黒区祐天寺２丁目16―３―302
債務者　柳澤　　瞳
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０６号
東京都江戸川区西篠崎１丁目５―４　ラウンドエイト第５　106
債務者　遠藤　榮子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４０９号
東京都港区赤坂６丁目10―39―614
債務者　宮川　　寛
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部